大町市告示第３６号

　　　大町市造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成金交付要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、小児がん等の治療を目的とした造血幹細胞移植により、ワクチンの再接種が必要となった者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、市費補助金交付規則（平成８年規則第１６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第２　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）造血幹細胞移植　骨髄移植、末梢血幹細胞移植及びさい帯血移植をいい、同種造血幹細胞移植である場合に限る。

（２）予防接種　予防接種法（昭和２３年法律第６８号。以下「法」という。）第２条

第２項に規定する疾病に係る予防接種をいう。

　（助成対象者）

第３　助成金の交付の対象となる者は、次の要件のいずれにも該当する者とする。

（１）小児がん等の治療を目的とした造血幹細胞移植を受けた者で、造血幹細胞移植前の予防接種によるワクチンの免疫の消失の可能性が高く、ワクチンの再接種が必要と医師が認めたもの

（２）再接種を受ける日において２０歳未満であり、かつ、市内に住所を有する者

（助成対象予防接種）

第４　助成金の交付の対象となる予防接種は、法第５条第１項の規定により、既に接種を終えた定期の予防接種のうち、造血幹細胞移植後に再接種を受けたものとする。

（助成金の額等）

第５　助成金の額は、再接種費用として医療機関に支払った額（消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を含む。）とする。ただし、当該再接種を受けた日の属する年度において一般社団法人長野県医師会と市が契約した予防接種市町村間相互乗入れ業務委託契約の委託単価を上限とする。

２　前項の支払額のうち、抗体検査に係る費用及び文書料は、助成金の対象としない。

（認定の申請）

第６　助成金の交付を受けようとする者又はその保護者は、ワクチン再接種費用助成金交付対象者認定申請書（様式第１号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）造血幹細胞移植後のワクチン再接種に関する主治医意見書（様式第２号）

（２）母子健康手帳（ワクチン再接種が必要となる以前の定期の予防接種の履歴が確認できるものに限る。）又は当該履歴が確認できるものの写し

（３）前２号に掲げるもののほか、助成金の交付の決定に際し必要な書類

（認定等）

第７　市長は、第６の申請があった場合は、内容を審査し、交付対象者の認定の可否を決定し、ワクチン再接種費用助成金交付対象者認定通知書（様式第３号。以下「認定通知書」という。）又はワクチン再接種費用助成金交付対象者不認定通知書（様式第４号）により申請をした者に通知する。

（再接種の実施）

第８　認定通知書の交付を受けた者は、医療機関において認定通知書に記載する予防接種を再接種し、その接種に要した費用を当該医療機関に支払うものとする。

（助成金の交付申請）

第９　認定通知書の交付を受けた者は、助成金の交付の対象となった予防接種の再接種を受けた日から１年以内にワクチン再接種費用助成金交付申請書兼実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）ワクチン再接種費用の領収書の原本（助成対象者氏名、接種日、ワクチン名、金額及び医療機関名が記載されたものに限る。）

（２）預貯金通帳の写し等の助成金の振込先が確認できるもの

　（助成金の交付決定）

第１０　市長は、第９の規定による申請を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を決定し、ワクチン再接種費用助成金交付決定通知書（様式第６号）により申請をした者に通知する。

（委任）

第１１　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が

別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、告示の日から施行し、同日以後のワクチンの再接種に対し適用する。